

液化石油ガス一般消費者等に係る事故時の通報系統等

- 1 千葉県内の液化石油ガス一般消費者等において液化石油ガス法に係る事故*が発生した場合、液化石油ガス販売事業者又は保安機関は、**規模の大小及び夜間休日を問わず、次の2、3の要領に従い、直ちに電話等による通報を行うこと。**

また、液化石油ガス販売事業者は、当該事故が**特定消費設備***に係る事故の場合、**関東東北産業保安監督部保安課（TEL048-600-0418）へも直ちに通報すること。**

※液化石油ガス法に係る事故とは、液化石油ガス法が適用となる一般消費者等に係る供給及び消費段階に発生したものであって①漏えい②漏えい爆発③漏えい火災④中毒・酸欠の一に該当するものをいう。

※特定消費設備とは、消費設備のうちガスメーターと末端ガス栓の間の配管その他の設備を除いた設備をいう。（例えば、湯沸器やこんろなどの燃焼器具や低圧ホース、ゴム管、末端ガス栓などである。）

- 2 報告事項は次のとおりとする。

- (1) 発生の日時
- (2) 発生した場所
- (3) 事故等の概要（被害状況を含む）
- (4) 発生原因又はその推定
- (5) 報告者の氏名、所属、電話番号
- (6) 特定消費設備に係る事故の場合：

詳細が不明であってもその時わかる範囲で、とりあえず、第1報を通報すること。

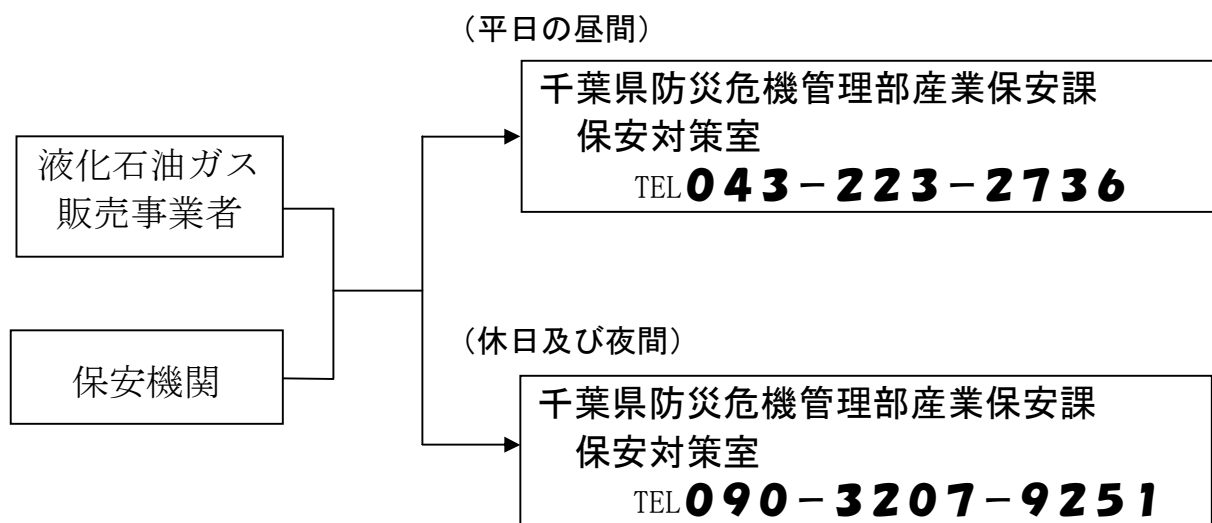
特定消費設備の名称、製造者又は輸入者、機種、型式、製造年月

※ 液化石油ガス法に係る事故かどうか不明な場合でも、液化石油ガス法に係るものではないと確認されるまでは、液化石油ガス法に係る事故として対応すること。

なお、消防・警察又は消費者から販売事業者等に通報があった場合においては、販売事業者等が事故現場にて状況を確認してから第一報を通報することとし、火災の場合であって、現場での状況確認の結果、たばこ、火遊び、電気によるもの等、液化石油ガス以外の原因によるものは、連絡は不要です。

- 3 液化石油ガス一般消費者等に係る事故時の通報系統

(平成28年4月1日現在)



※ 県産業保安課 FAX043-227-3548